

## 浜松市緑化推進本部規約

昭和48年6月9日

規約第7号

改正 平成9年3月28日 平成20年12月16日

(名称及び事務所)

第1条 この会は、浜松市緑化推進本部と称し、事務所は、一般財団法人浜松公園緑地協会内に置く。

(目的)

第2条 この会は、浜松市を緑豊かで、明るい健康的なまちにするために緑化を推進し、実践することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するためつぎの事業を行う。

1 花いっぱい運動の推進

花だんの設置、苗の育成配布、花だんコンクール、花と緑のパンフレットの作成配布などの花の栽培及び愛護精神をすすめる。

2 講演会、講習会、緑の相談その他市民の緑化思想の普及及び啓発

3 緑化推進に関する事業

学校・住宅・工場・事業所などに緑化をすすめ環境の向上及び思想の普及をはかるため苗木の配布と植栽指導を行う。

4 緑の募金運動の推進

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年5月8日法律第88号）に基づき「緑の募金」運動を行う。この「緑の募金」運動を通じて、森林・緑の重要性に対する地域住民の理解と認識を高めるとともに、募金により学校・公園等公共施設の緑化を推進し、緑豊かで快適な地域発展につとめる。

5 都市緑化推進運動 次に定めるとおりとする。

ア 運動期間は、4月1日から5月31日及び10月1日から10月31日までとする。

イ 期間中の行事は、別に定めるものとする。

6 その他目的達成のための必要と認める事項

(組織)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の団体をもって構成する。ただし、この会の趣旨に賛同する団体は、役員会の承認を得て加入できるものとする。

浜松市

浜松市自治会連合会

浜松商工会議所

浜松青年会議所  
浜松経済クラブ  
浜松市老人クラブ連合会  
浜松市子供会連合会  
花と緑のまち・浜松推進市民協議会  
浜松小学校長会  
浜松中学校長会  
静岡県私学協会西部支部  
静岡県高等学校長浜松支部  
浜松市私立幼稚園協会  
浜松女性連合の会  
浜松市婦人団体連絡協議会  
財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社  
浜松市緑化推進協力会  
NPO法人静岡県園芸店組合連合会  
日本ボーイスカウト浜松地区  
日本ガールスカウト浜松地区  
浜松ロータリークラブ  
浜松東ロータリークラブ  
浜松南ロータリークラブ  
浜松北ロータリークラブ  
浜松ライオンズクラブ  
浜松葵ライオンズクラブ  
国際ソロプチミスト浜松  
財団法人浜松建設業協会  
浜松造園緑地組合  
浜松地区労働者福祉協議会  
財団法人浜松まちづくり公社  
とびあ浜松農業協同組合  
財団法人浜松市体育協会  
浜松地域森林組合協議会  
(役員)

第5条 この会の会長は、一般財団法人浜松公園緑地協会の理事長をもって充て、役員は協会の役員をもって構成し、事業計画を決定する。

(会議)

第6条 この会の構成者による会議は、必要に応じ会長が招集し、相互の連けいを密にするとともに事業の進め方、成果等について協議する。

(庶務)

第7条 この会の庶務は、一般財団法人浜松公園緑地協会事務局において行う。

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和48年6月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。